

# ボランティア等で保育活動を行っている方へ 届出が必要となる場合があります

ボランティアなどを含め、ベビーシッターや自宅での預かりなど、未就学児の保育活動をしている個人や団体は、認可外保育施設としての届出が必要であると国は定めています。該当する場合、区役所に届出等を行っていただく必要があります。

## 届出が必要

- 有償・無償問わず、不特定多数のお客様の家で未就学児童を預かる活動をしている（ベビーシッター）。
- 有償・無償問わず、不特定多数の未就学児童を自宅で預かる活動をしている。

届出が必要な場合は、お住いの区役所  
こども家庭支援課にて、手続きをお願いします。

※届出書類は市WEBサイトからダウンロード  
できます。【横浜 認可外保育 届出】で検索

## 届出 不要

- 親族間（四親等内）の預かり合い
- 親しい友人や隣人などの児童のみを預かる場合。  
（この場合でも、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に保育活動を行っている方が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となります。）
- 子育てサポートシステムの提供会員

「該当するかも…」 「自分の活動が該当するかわからない…」  
そんな時、まずはお気軽にご相談ください。



こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564 メール：kd-uneishidou@city.yokohama.jp

または

各区役所こども家庭支援課 認可外保育施設担当

届出をしていただくと…

- 本市から保育関連の情報や、認可外保育施設向けの研修などの情報が届きます。
- 年1回の運営状況報告を市に提出していただくとともに、本市による実地調査（自宅で預かる活動の場合）や集団指導研修（ベビーシッター活動の場合）を受けていただきます。
- 一定の条件を満たすことで、幼児教育・保育の無償化の対象事業者とすることができます。